## 登録教習機関の業務の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する同法第49条の規定による技能講習の業務の廃止の届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社芽室自動車学校
登録教習機関の住所	北海道河西郡芽室町東3条10丁目1番地8
事務所の名称	株式会社芽室自動車学校 みちのく教習センター
事 務 所 の 住 所	南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋 41 番地 4号
代表者の職氏名	代表取締役 田島 浩二
廃止する技能講習の業務の範囲	第75号 車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習 第76号 小型移動式クレーン運転技能講習 第85号 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 第86号 不整地運搬車運転技能講習 第87号 高所作業車運転技能講習 第139号 フォークリフト運転技能講習 第157号 玉掛け技能講習
廃 止 年 月 日	令和6年7月31日
登 録 番 号	第75号、第76号、第85号、第86号、第87号、 第139号、第157号

令和6年7月1日

青森労働局長